

吉田流の鷹術伝承

——仙台藩の事例を手掛かりにして——

二本松 泰子

はじめに

わが国における放鷹の歴史は古い。その長きにわたる伝統を保持しえたのは、それが信仰文化や故実伝承と深くかかわりながら展開し、狩猟の実技もさることながら、鷹狩りという行為にまつわる文化事象にも多くの価値がおかれてきたからである。中でも、中世末期以降の鷹狩りは、主に武家のたしなみとして扱われ、一種の礼法とみなされた。礼法に特化した鷹術はさまざまな流派を成立させ、当時の鷹狩りの隆盛は、多様な流派の存在によって支えられたと言っても過言ではない。このような鷹術の流派について、最も早い段階で言及している先学の研究としては、戦前の宮内省式部職が編纂した『放鷹』^①に見える関連項目の解説が挙げられる。同書によると、公家流・武家流の種々雑多な鷹術流派に関する解説が無作為に列記されている中で、それらが一様に「鷹書」と称する鷹狩りの伝書を伴って展開したことが示唆されている。実際、中世末期以降には、全国各地で大量の鷹書が書写・制作され、その多くは何某かの流派を称していた。それらの中で、比較的早い時期に最大勢力を有した鷹術として柛津流があげられる。当流派は、信州小縣郡柛津（現・長野県東御市）を本貫地とする柛津氏ゆかりの鷹術で、室町期にはすでに成立していたことが確認できるが、各地に広く流布したきつかけは、戦国時代に家元の一族である松鶴軒（信直）が徳川家康に仕えたことによる。柛

津流は、徳川将軍（家康）所縁の流派として権威付けされることで、当時の武士たちの間で格式高い鷹術としてもはやされ、全国に広まっていったのである。^②

次に、近世中期以降になると、このような「家康所縁」の柛津流の鷹術と並行して、徳川幕府八代将軍「吉宗所縁」の流派とされる「吉田流」の鷹術が武家の間で隆盛する。そのきつかけは、吉宗が将軍に就任する際、紀州藩の鷹匠たちを抜擢して公儀鷹匠に任命したことにある。というのも、紀州藩出身のこれらの鷹匠たちは、ことごとく吉田流の鷹匠だったのである。^③そのため、吉田流の鷹術は、まずは江戸に住む公儀鷹匠たちの間で爆発的に広まった。次いで、公儀におけるそのような趨勢と連動するようにして、仙台藩の鷹匠たちに吉田流が拡散してゆく。すなわち、堀田幸義によると、仙台藩の放鷹制度は早くから幕府のそれに影響を受けていたといい、さらに吉宗の時代には、仙台藩の鷹匠たちが幕府に招かれて「鷹術」を説いたことがあるなど、両者の間には積極的な交流があったという。^④このような幕府と仙台藩における放鷹を介した親密な関係により、仙台藩では吉田流の鷹術が公儀鷹匠経由で受容された。その結果、同藩に仕えた鷹匠たちには、吉田流を称する鷹書が多数伝来した。^⑤

稿者はこれまで、このような「将軍所縁の鷹術流派」が、中近世期の武家の放鷹文化において果たした役割について論じてきた。^⑥本稿におい

ても、その役割の大きさに注目する立場から、仙台藩の鷹匠に伝来した吉田流の鷹書について取り上げる。すなわち、近世中期に仙台藩に仕えた鷹匠の佐藤家伝来の吉田流のテキストを取り上げ、その叙述内容の特徴について検証してゆく。それによって、仙台藩において展開した吉田流の鷹術の実像を明らかにし、近世期における武家の鷹術の隆盛を支えた文化背景を解明する一手立てとしたい。

一、仙台藩の鷹匠に伝来した吉田流の鷹書

堀田によると、^⑧仙台藩では四代藩主伊達綱村の時代の延宝五年(二六七七)に、それまでの「御鷹師頭」「御鷹匠頭」は「御鳥屋頭(鳥屋頭・時頭)」に銘目を変更され、それ以降、仙台藩では、この鳥屋頭を務めるいくつかの家が鷹術を伝えていったという。それと時期を同じくして、同藩において吉田流の鷹術が一気に広まったらしい。近世中期以降の仙台藩における鷹術文化の主流を担ったのはこのような鳥屋頭の一族であった。同藩平土の家柄である佐藤家もそのひとつである。たとえば、藩撰で仙台藩主の家譜を集めた『伊達世臣家譜』卷之十四(平土之部)「九佐藤」(寛政四年(一七九二))^⑨には、同家と鷹術の関係について以下のように記す。

佐藤姓藤原、其先出自_二佐藤助左衛門某_一、(中略)以_二助左衛門第三男佐藤長左衛門家信_一爲_レ祖、其裔爲_二中間番士_一、今保_三百八十石餘之禄_一、家信貞山公之時、給_二田百五十石粟米九口_一、爲_二鷹匠頭近習_一、(中略)商信延寶五年肯山公之時、襲_二父祖之職_一、(中略)商信子助左衛門成信、享保八年七月、獅山公時爲_三時頭_一、自_レ此以_二鷹事_一命_三家業_一、其祖長左衛門家信、受_二鷹術於廣田伊賀守藤原宗綱_一、右によると、佐藤氏の姓は藤原で、助左衛門某の三男である家信を祖

とし、その末裔は中間番士で百八十石余りの禄を得たという。さらに、家信が仙台藩初代藩主・伊達政宗の時に百五十石の粟米九口を賜ったことや鷹匠頭になった由を記す。また、家信の孫である商信は延宝五年の四代藩主・伊達綱村の時に父祖の職を世襲し、その商信の子である成信は享保八年(一七三三)七月、五代藩主・伊達吉村の時に時頭になされ、以後、鷹事を家業として命じられたとする。さらに、家祖の家信は廣田宗綱に鷹術を伝授されたことを記す。この記述に見える廣田宗綱とは、政宗の授乳係であった増田興隆室の父親に当たり、政宗に近しく仕えた鷹術の名人であった^⑩。彼を流祖とする廣田流の鷹術は近世期を通して仙台藩の鷹匠たちの間で隆盛した^⑪。このような経緯から、当家には、まともった数の鷹匠文書や鷹書が伝来したのである。現在、それらは「鷹匠佐藤家文書」として仙台市博物館に百三十四点所蔵されている。本節では、当該文書群に含まれる仙台市博物館鷹匠佐藤家文書NO・51『鷹術口訣』について取り上げる。同書は本来卷子だったものが、糊の部分が剥離して、合計七枚の断簡状の文書になっている。それぞれの寸法は以下の通り。

一枚目	縦 20・0 _セ × 横 101・0 _セ
二枚目	縦 20・0 _セ × 横 101・0 _セ
三枚目	縦 20・0 _セ × 横 173・0 _セ
四枚目	縦 20・0 _セ × 横 101・0 _セ
五枚目	縦 20・0 _セ × 横 46・0 _セ
六枚目	縦 20・0 _セ × 横 24・0 _セ
七枚目	縦 20・0 _セ × 横 15・0 _セ

以下に同書の全文を掲出する(読解の便宜上、私に句読点を付し、割注は〔〕で示した。以下同じ)。

廣田流

鷹術三箇之口訣

四十八鷹之傳

夫翫鷹之傳其極何也。所謂餌也。曰所爲與餌之品類、四十八鳥悉有。能有毒察之而後、飼之曰非餌不保非餌不馴非餌矢用。故云、使鷹不飢不飽宜臨機應變而可於以養之舍口傳。

鷹秤之傳

放鷹之極何也。曰鷹肌肥瘦及其所飼之餌考多少而鷹之秤輕重以然後放之舍口傳。

野守之鏡之傳

放鷹而獲雉其傳三十六尺〔尺ハ法則規矩也〕。其極有守野舍口傳。

說

一 四十八鷹之傳

四十八品之傳ト云ヘキヲ其事ヲ秘スルユヘニ四十八鷹之傳ト云。餌迄事成ト云事ヲ世ニ隱爲也。次ニ此所カ口傳也ト云事ヲ外子細ナシ。

一 鷹秤之傳

此口傳モ子細ナシ。前ニ顯ス事共、口傳之事也ト云事也。又、鷹ノ人ニ馴サスルモ肉ヲ指引スルモ鳥ヲ取スルモ命ヲ保スル事モ皆、餌ヲ以謀也。故ニ鷹謀リナレトモ其事ヲ秘シテ用ヘキ也。鷹秤ハ肉拵加減ヲナシ、何ヲ以鷹ヲ馴サヘソトイヘハ皆、餌ノ指引ニ有。故ニ餌ヲ以鷹ヲ謀ノ計ル心也。

一 野守之鏡

右法規當流先師ヨリ委ク教ニ有トイヘトモ、口傳壹通ニテ書ナシ故ニ、追年容規乱レン事ヲ患テ茲圖ヲ設テ傳而已也。

石川徳治

弘化^丙年

定光(花押)

佐藤周助殿

(空白)

吉田流

鷹家三ヶ之口訣

鷹秤之傳

一 鷹秤ハ大小鷹共其鷹一身之輕重ヲ知ル。一篇ノコト世ニ思ヘリ。然レトモ鷹一身ノ輕重ハ、其鷹々ニヨリ不同アリ。其目方一通リヲ知ルト云共、無^レ益當流ニ口訣トスル所、亦、鷹ノ目方ヲ知ル事也トイヘトモ、其意味世ニ云所ト表裏ノ違アリ。當流ニ鷹ノ目方知ルト云者、討ヲロシノ鷹、鳥屋出ノ鷹ニ限ラス、先法ノ如ク馴付テ野拵ヲナシ、手放ニモ出ヘキト思フ頃ニ成リタルニハ、其肉合何分ト云コト、此時タメシ覺置ヘシ。其鷹ノ能ク馴付キタル時ノ肉合ニシテ後迄ノ定規トスル肉也。其節、其鷹ノ目方ヲ拳ノ位ヲ以覺ヘテ居ル也。アナガチニ秤ニ掛テ何十何文目ト定ルニ非ス。次ニ餌ニ飼フ鳥ノ目方ヲ知ルヘシ。雀一羽、六匁ノ鳥、十フ飼フ則ハ六十目也。然レハ鷹ノ目方餌ヲ、不飼以前、百目アレハ右ノ六十目ノ餌ヲ飼フテ百六十目トナル。其日朝益夕拵ヲナシ、或ハ野ニ据テ六十目ノ餌ノ分シテ尿ニ突カヒテ、此時、鷹ノ目方、元ノ百目トナス。是肉當ノ肝要ニシテ鷹秤ノ口訣ト云。鷹ノ目方、元ノ百目ニナラサル内ハ、未尿、肉ニアル事ヲ知ル也。其考ル所ヨリ、鷹、重キ則ハ出埜未前ヘナリト知ル。又云、肉合定肉ト極メ覺ルコト其鷹々ノ氣、先ニヨリ肉高下不同有ヘシ。又、鶴、白鳥ヲ捉ラスル。則ハ定肉ニ拵置テ後、加減餌ニウツスヘシ。加減ニ入ルト云トモ其日々ノ餌積ニヨリテ鷹ノ輕重ヲ秤ルコト、同前也。又云、尿ノ多少ヲ以餌ヲ拂タルヤ否ヲ知ルコト、長サ一尺以上ノ尿、三尿ヲ以、雀一ツ分ト定ル也。大小ノ尿数は准シ知ヘシ。又云、鷹煩出テ輕重出ルコト有リ。全躰

ヲ以考ヘシ口傳。

四十八鷹之傳

一 四十八鷹之傳鷹家ノ説區々也。古書ニ高羽左右合七十四枚、保呂左右合十八枚、四毛四枚尾十二枚、合七四十八枚也。故ニ四十羽鷹ト云ノ傳也。則彌陀ノ四十八願ヲ表スト。又、説ニ昔日、鷹家ノ秘傳トスル所、四十八手有り。故ニ四十八鷹ノ傳也。故ニ四十八ト讀切リテ鷹ノ傳ト讀コト傳也。然レトモ其四十八手ノ傳、世ニ傳ル者ナシト。又云、上古、百濟國ヨリ二ツノ鷹ヲ渡シテ富士山ニ放ツ。此鷹、七ツノ子ヲ産ム。其子、又子ヲ産ンテ七々四十九鳥トナル。除クモノ一ツ有テ、四十八鷹ト云ト。又説ニ鷲、鷲、鷲等、色々ノ鳥ヲ揚テ四十九鳥アリ。中除者有。四十八鷹ト云ト。此等之説、信シ難キ事多シ。當流ニ秘訣トスル所ハ餌也。昔日餌ニ飼フ所ノ鳥、四十八品ヲ用ヒテ一鳥々々ニ能有リ。毒有り。鷹ヲ使フノ第一ハ餌也。故ニ餌鳥之能毒ヲ詳ニ辨ヘ知ルヲ肝要トシテ四十品ノ鳥ヲ分チテ一鳥々々ニ能毒有ルコトヲ傳ニス。而ルニ四十八鳥ノ傳ト云フヘキヲ四十八鷹ノ傳ト云コト凡テ翹アル者ヲ集テ四十八鷹ト云ル説ヲ取リテ四十八鷹之傳ト云フ口傳、他流異説多シト云トモ用ルニ足ラス。惜ヒ哉。其能毒ノ傳古法世ニ傳ハラサル事口傳。

野守鏡之事

一 野守之鏡ノ傳其説多端也。昔日、雄略天王春日之御狩之時、御鷹尊テ見ヘス。野守之翁二問ハ七給ヘハ、此木ノ上候ト申。何トシテ知レルソト問ハ七給フ。翁ノ云、此水ニ御鷹之影之ウツルテ知り侍リヌト申ス。夫ヨリ野中ノ溜リ水ヲ野守ノ鏡ト云。又、同天王之御時、野守ノ翁奉ルナリト云リ。

ハシタカノ野守ノ鏡エテシカナ 思ヒ思ハスヨソナカラミン
又當流秘傳ニ云、鷹ヲ大鳥ニ仕入ル、ニ肉當シテ最早翁場ニ望テ鷹

ノ出揃ヲ見ント思ハ、其鷹影ヲ水ニウツシテ見スヘシ。鷹己カカゲノ水ニウツルヲミテ思ハズ飛カ、ラバ必捉ルト知ヘシ。此故ニ野中ニ溜レル水ヲ野守鏡ト云傳有り。

月ノ前二ソウトリ落ル鷹アラバ 野守之鏡タツネヤハセメ

雪ノ日ノ野守ノ鏡曇ルラシ ナヲモ見ワカヌハシ鷹ノ影

雄略天王之古事此事ヲ秘シテイヘル物カ、又、或説ニ野守ノ鏡トハ、鷹ノコト也。鷹ノ前タル時、其鷹ノ有ル所告ユヘナリトス。大宮流二字ヲ以鷹使コト野生野守ノ鏡ト云也。野ニ出テ鳥ニ翁セザレハ、鷹ノ肉合知レザル也。鳥ニ翁セ見テ、肉高ケレバ引キ、弱ケレバ肥ス。故ニ野ヲ守ルナレハ、野守ノ鏡ト云二字ト云ハ、肥瘦ノ二字也。是本説トスベシトナリ。又、他流ニ云野生ノ二字ヲ以鷹ヲ使フコト、秘事ナリ。鷹飼ハ、野ニ生タル如クトカク。野ニヨリテ鷹ヲ仕立ルモノナリ。野守ノ鏡トイフハ、此事也。故ニ野守トハ鷹飼ノ事也トゾ。當流ニ秘訣トスルハ鷹ニ馴レ野ニ馴レ鳥ニ馴レテ而メ鷹ヲ使フヲ云。鷹ニ馴レ鳥ニ馴ル、モ野ニヨリテ馴ル、ナレハ、野ヲ守ルコソ鷹ヲ使フノ鏡也ト云事也。口傳。野守ノ鏡三十六尺ト云ハ、鷹ニ馴レ、野ニ馴レ、鳥ニ馴ル、ニ、定規トスル所ノ傳、古ヘ北山ノ政頼、根津依田ノ時代ハ三十六ケ条アリ。其頃、鷹術ノ始ニメ、其傳、甚タ秘訣トス。且ツ其条目近世ニ傳ハラストイヘトモ、其法スタレタルニハ非ス。上古ハ甚タ秘ストイヘトモ、往々鷹家繁クナリテ、家々ノ傳法、牛毛ヨリモ繁。今將ニアナガチニ秘セス。或ハ昔日、秘セシ。口訣ハ皆、目前ノ事ナルカ故ニ、今世還テ假令ノ事トナシ、高遠ニメ鷹ヲ使フニ益ナキ事ヲ好ミ、或ハ唯、鷹家ノ諸礼法儀、或ハ鷹具繫等ノ傳ヲ秘ス。甚タ誤レリト云ヘシ故ニ、上古秘訣トスル所ノ野守ノ鏡三十六尺ハ今世目前用ル所ニ固有セリトイヘトモ、其事ヲナシテ其事ヲシラサルモノ也。故ニ古傳ヲ輕シ不用私

意ヲ是トシ、後人、亦、其非ヲ覺統テ師傳トナシテ尊ブガユヘニ一ツトメ益ナシ。此道ニ入ン人ハ預メ、能其古傳術理ヲ明察メ私意私作ヲハブキ、此道ノ奥儀悉ク贅メ而後、以心傳心ノ工夫肝要也。蓋シ今新ニ三十六ヶ之条目ヲ立テ、其傳ト爲ン事、安キニ有リトイヘトモ、自意ヲ巧テ人ヲ欺クハ法ニ非ス。且ツハ。

諏訪大明神之神慮ニ叶フヘカラサルヲ恕ル故ニ止ンヌ。又、鷹術ハ以レ鳥、鳥ヲ執スルヲ以レ爲レ奇翫^{ナシキモノヲツヒ}之ヲ、然ル。則ハ無ニ他事ニ故ニ鷹方ノ秘訣ハ在テレ近キ遠キニ非スト察セヨ。是則明術ニ至ルノ門也。扱、野守ノ鏡三十六ヶ之傳ト云ヘキヲ三十六尺ト云ルハ、口傳、尺ハモノサシト訓シ、或ハクラブルト訓ズ。野ニヨリ鳥ニモ鷹ニモ相互ニクラベ合テ考ヒモノサシ定規トシテ鷹ヲ仕入レ取飼ヲナス。定法ノ口訣ナレハ尺ノ字ヲ用規矩也。物ノ長短ヲハカル其理ヲ用ヒテ、鷹ヲ謀ルノ趣意ヲ兼ネ、且ツ野守之鏡三十六手ハ鷹術ノ尺規矩成ルヲ以右ニ云如ク、尺ノ字ヲ加ヘタルモノ也。字書二尺ノ字ニ和訓ヲ付ルニ、タカハカリト讀マセタルハ古法ノ殘レル物也。

右三箇条ハ鷹家之口訣ニ而世ニ知ル者少。猿勿レ令ニルコト相傳一若シ後人爲レ忽レ之ヲ

諏訪大明神之可蒙 御罰者也

尾張殿内 吉田傳藏

延享三四月 吉田太左衛門

水禄十五四月 伊 藤清六 忠厚

享保十一七月 高 橋喜兵衛 快續

延享三六月 田 代彦大夫 信雄

石川軍左衛門 致光

石川七左衛門 光直

吉田流の鷹術伝承

前書之秘訣先師之依教傳之也。全他見他言不可有者也。

石川徳治 定光(花押)

弘化三丙午

佐藤周助殿

千段紅

脇籠

雲天句

左右卷

闇爽棄太刀

南學

右によると、前半は「廣田流」、後半は「吉田流」の伝書という体裁になっている。前半の廣田流の叙述内容によると、冒頭に「鷹術三箇之口訣」と記し、「四十八鷹之傳」「鷹秤之傳」「野守之鏡之傳」の項目に関する簡単な説明文を挙げています。まず、「四十八鷹之傳」の項目では、鷹の玩物の極意としての餌について記されている。すなわち、鷹の餌となる鳥には四十八種類あり、餌として適切かどうか臨機応変に対応すべきという。次に「鷹秤之傳」の項目では、放鷹の極意としての鷹の肥瘦について、餌の多少を考えて鷹の重さをはかることについて記されている。最後に「野守之鏡之傳」の項目では、鷹が雉をとらえることについての三十六尺(尺は条と同意。これについては後述)について記されている。そのあとにも同じ三項目が一つ書き形式で繰り返され、「四十八鷹之傳」の項目では本来「四十八品之傳」というべきであることや、「鷹秤之傳」の項目では鷹を馴れさせるには餌の謀が重要であること、さらに「野守之鏡」の項目では先師より伝わった法規について、文書がないので図(未詳)を設けて伝えることなどが補足的に説明されている。そして、このような前半部の末尾には、同書が弘化三年(一八四六)に石川徳治・定光

から佐藤周助に宛てられたものであることを記す。

この石川徳治・定光の一族は、佐藤氏と同じく仙台藩の鷹匠頭や時頭を務めた平士の家である。『伊達世臣家譜』巻之十二（平士之部）「五十七 石川」^⑩には、同家の祖である光定と鷹術の関係について以下のように記載している。

石川姓源、其先出自石川下野光定、（中略）以光定次男七左衛門定次爲祖、其裔爲中間番士、以鷹術爲家、世家時頭、今保三百十五石四斗六升之禄、定次年甫十五、元和三年貞山公末、給二十兩六口、属鷹匠頭瀬成田市之丞、而學廣田流鷹術於佐藤庄右衛門、既已三年、又從將軍家鷹師山本藤右衛門、學大宮流、奉仕世子（義山公）（中略）、其家由元祖定次、學廣田流鷹術於佐藤庄右衛門、世受其傳、（定次在江戸日、遭災燒失傳書、廣田流之所傳今不詳之、傳言出自唐崎大納言政頼卿、傳之廣田伊賀守宗綱、又傳之増田中務大輔某、以至庄右衛門、）又嘗學吉田流鷹術於田代彦太夫信雄、得其傳、

右によると、石川氏の家祖は光定の次男である定次で、その末裔は中間番士にして鷹術の家となり、時頭を務めて三百五十石四斗六升の禄を得ていたという。また、定次が十五歳の時の元和三年（一六一七）、政宗の時代に、十兩六口を賜って鷹匠頭の瀬成田市之丞（未詳）に属したとされ、さらには佐藤庄右衛門（未詳）から廣田流の鷹術を学んで三年が過ぎたのち、將軍家の鷹師である山本藤右衛門に従って大宮流の鷹術を学び、二代藩主・伊達忠宗に仕えたという。なお、定次が学んだ廣田流の鷹術については、彼が江戸にいる時に火災に遭遇して伝書が失われてしまったため、今その詳細は不明である。伝えるところによると、唐崎大納言政頼から廣田伊賀守宗綱と増田中務大輔に伝わり、佐藤庄右衛門に至ったとされる。また、定次はかつて吉田流の鷹術を田代彦太夫信雄か

ら学び、その伝えを得たという。この記述に見える田代彦太夫信雄とは、宮城県図書館所蔵『吉田流聞書鷹之記』第十六冊（M787/ヨ2/30・16）などに公儀鷹匠の高橋喜兵衛快続から吉田流の鷹術を学んだ仙台藩士として名前が見える人物である。^⑪

先に挙げたように、佐藤家の家祖である家信は廣田宗綱から廣田流の鷹術を伝授されたことから、石川家の家祖である定次が家信の同族とおぼしき佐藤庄右衛門から廣田流を学んだとする『伊達世臣家譜』の記事内容は整合性がある。しかしながら、『鷹術口訣』の前半に見える「廣田流」の伝書部分は、石川徳治・定光から佐藤周助に宛てられたものとなっていて、伝授の系統（＝伝系）が逆になっている。

一方、同書の後半に見える「吉田流」の伝書部分の叙述によると、前半と同様に「鷹家三ヶ之口訣」として「鷹秤之傳」「四十八之傳」「野守鏡之事」の項目についての説明が前半部の叙述より詳細に記載されている。それぞれの内容を確認してみると、まず、「鷹秤之傳」の項目では、鷹の体の重さを知る方法について説明している。その事例として、拳に据えた時の目方を覚えておくことや餌となる鳥の目方と鷹の尿の重さの関係（一尺以上の尿三つと雀一羽分が同じなど）を知ることなどが挙げられている。次に、「四十八鷹之傳」の項目では、これに関する伝えがそれぞれの鷹の家によってまちまちであると説明する。たとえば、鷹の羽の数の合計が四十八枚であるためとする説や、もしくは阿弥陀如来の四十八願を表すことによるという説、またはその昔に鷹家の秘伝が四十八手あったことに由来するという説の他に、古代に百済国から渡ってきた二羽の鷹を富士山に放ち、それが七つの子を産んでさらにそれらの子がまた七つの子を産み、合計四十九羽になったところを一つ除いて四十八鷹としたことにちなむ説などを挙げるが、いずれも信じがたく、当流派が秘訣とするのは鷹の餌であると主張する。具体的には、昔日、鷹の餌の

鳥として四十八種類用いており、それぞれの鳥に能や毒があった。鷹を使うには餌が第一なので、餌となる鳥の能・毒について詳しくわきまえることが肝要であるため、四十種類(八カ)の鳥を分けてそれぞれ能・毒のあることを伝えとするといい。しかるに、四十八鳥の伝というべきところを四十八鷹の伝というのは、かつて翼があるものを集めて四十八鷹とする口伝があるなど、他流には異説が多いが取るに足らないという。最後に、「野守鏡之事」の項目では、その伝えについて多数の説があると指摘し、ある野守の鏡説話を挙げる。それは、『奥義抄』『袖中抄』『俊頼髓脳』などの歌学書に見える著名な類話と近似するものである。すなわち、昔、雄略天皇（『俊頼髓脳』では天智天皇）が春日野で狩りをしたとき、見失った鷹について野守の翁が野中の溜まり水から鷹が樹上にいることを見つけたというエピソード（後述）である。その一方で「當流秘傳」として、鷹が水に映った自分の姿に飛びかかろうとするならば必ずそれを捉えることができるという由来を以て「野守鏡」と称することになった伝えを記載している。その他にも、野守の鏡とは鷹のこととする説や、大宮流で「野生野守の鏡」と称する説、さらには「當流二秘訣」として、鷹に馴れ野に馴れ鳥に馴れて鷹を遣うことを信条とすることから、野を守ることに鷹を遣う鏡とする説などを挙げている。また、その他の口伝として、「野守ノ鏡三十六尺」に関するさまざまな蘊蓄を記す。たとえば、鷹術の口伝は本来三十六ヶ条が一般的であるため、「野守ノ鏡三十六ヶ条傳」といふべきところ、尺は物差しすなわち規矩であることから「三十六尺」というようになったとする。

以上のような当該文書の後半に見える吉田流の伝書部分の奥書きには、まずは「吉田流元祖」として「吉田傳藏」の名前が見え、そこから続く伝系として「吉田太左衛門」「伊藤清六忠厚」「水上三太夫正次」「高橋喜兵衛快續」「田代彦大夫信雄」「石川軍左衛門致光」「石川七左衛門光

直」という名前が列挙されている。彼らのうち、「吉田傳藏」「吉田太左衛門」については事実上の人物としては不明であるが、その姓から吉田流の縁者であることは推測できよう。「伊藤清六忠厚」については、吉宗に抜擢された紀州藩出身の公儀鷹匠で、当該書以外の吉田流の鷹書の奥書にもその名前が散見する人物である^④。同じく「水上三太夫正次」もまた、吉宗に抜擢された紀州藩出身の公儀鷹匠の一族で、やはりその他の吉田流の鷹書の奥書にたびたびその名が確認できる^⑤。さらに「高橋喜兵衛快續」と「田代彦大夫信雄」については、吉田流の鷹術に従事する公儀鷹匠と仙台藩の鷹匠で、師弟関係にあることは先述の通りである。すなわち、当該の伝系のこの部分は、吉田流の公儀鷹匠として著名な人物（伊藤清六・水上三太夫）と同じく著名な吉田流の公儀鷹匠と彼から鷹術を伝授された仙台藩の鷹匠（高橋喜兵衛快續・田代彦大夫信雄）をつなぐことによつて、仙台藩の吉田流の鷹術が公儀鷹匠から伝来したことを主張する系譜となっている。彼らに続く「石川軍左衛門致光」「石川七左衛門光直」は仙台藩の鷹匠である石川氏に連なる人物であろう。末尾には、前半の廣田流の伝書と同じく、同書が弘化三年に石川徳治・定光から佐藤周助に宛てられたものであることを記載している。

以上のように、当該文書の前半に見える廣田流の鷹術に関する伝書部分と後半に見える吉田流のそれとは、叙述量の多寡はあるにせよ、鷹家の三つの口訣とされる同じ項目が記されている。次に、当該書に見えるこのような叙述内容について、その特徴を検討してみたい。

二、仙台藩における吉田流の鷹術伝承

先述したように、仙台市博物館鷹匠佐藤家文書NO・51『鷹術口訣』の後半に叙述される吉田流の伝書部分は、「鷹家三ヶ之口訣」として「鷹秤

之傳」「四十八鷹之傳」「野守鏡之事」の三項目の説明から構成されている。この三項目のうち、「鷹秤之傳」「四十八鷹之傳」よりも「野守鏡之事」の叙述において、他の文献に類話が多数確認できる。そこで本節ではこれらの類話と比較検討することによって、仙台市博物館鷹匠佐藤家文書NO・51『鷹術口訣』の吉田流の伝書部分の相対的な特徴を分析し、仙台藩の鷹匠である佐藤家に伝来した当該流派の実態にアプローチしたい。まず、野守の鏡説話の相対的に古い類話の事例として『綺語抄』下「動物部・鳥」の記述を以下に挙げる。

はしたかの野もりのか、み

はしたかののりのか、みえてしかなおもひおもはずよそなからみんこの歌の心は。昔雄略天皇のかすか野にかりし給ひけるに。たかをうしなひて。野守をめして。このたかをもとめよとおほせられけるに。野守かしこまりて。地をまもらへて。そらをも見あげすしては。たかのあり所をは申そとはせ給ひければ。まへにありける山水をさして。この水にかけのうつりて見え候なりと申けるにより。この山水をのりのか、みと云也。

同書は平成時代後期に成立した歌学書で、藤原仲実の著作とされる。右掲の叙述によると、「野もりのか、み」という歌語を詠み込んだ和歌を掲出し、その由来として、雄略天皇が春日野で狩りをした際に、野守が目の前の山水に映った姿で鷹を見つけたことを叙述している。ちなみに、このような歌語としての「野守鏡」の由来譚については、『奥義抄』『袖中抄』『俊頼髓脳』といった同時代の歌学書にもほぼ同様の類話が掲載されている。しかしながら、『俊頼髓脳』では、狩りをしたのを天智天皇とするなどの異同があり、これらの中で『鷹術口訣』に引用された類話に最も近いのは、右掲の『綺語抄』に見える叙述である。

ただし、『鷹術口訣』は、こういった歌学書に見えるような著名な「野

守鏡」の由来譚ではなく、鷹が水に映った自分の姿を見て飛びかろうとする逸話や野守ノ鏡三十六ヶ条の伝えを三十六尺と称する教理の方を「當流秘傳」として重視する。すなわち、佐藤家に伝来した吉田流の鷹書では、こういった歌学書とは乖離した、野守の鏡伝承を流派の秘伝として確認できよう。

次に、管見において確認できた鷹書に見える野守の鏡説話について取り上げる。まずは、早い事例として、永青文庫『和傳鷹経』上巻（資料番号3・3・44）に見える当該説話を以下に挙げる。

・ 墅守鏡事

一・雄略天皇狩し給ふ時、御鷹うせたりけれハ、墅守をめして御尋有けるに、墅鳥畏而地ほへ守て此木の上に御鷹有しと申けれハ、いかてか地をまほりて申と仰ありけれハ、前にある水に御鷹のうつると申けり。御鷹飼、置とりてけり。これより墅中水を墅守の鏡ともいふ。

ある所にはし鷹の墅守の鏡えてしより思ひおもハす余所なから見ん

一・唐に箸鷹墅と云墅有。此墅を守鬼有。行來の人を取喰ふ。国大になけく時、国王兵をめして四方より火を放てせむへきよしおほす。其時、鬼いきおいつきてしきりにおこりを申、なかく人民を守奉るへしとちかいて、ますみの鏡を二面奉る。此鏡、御守となるへし。悪心の忝くせハ此鏡の面に其後うつるへしと申て奏す。是を墅守の鏡と云。

秦始皇の鏡につきていへる事よはし。たか墅大和ことはたる間不審のむね、右に書のせ畢・甘鳥屋鷹事・七峯鈴ほとやの鷹の鈴云也

この『和傳鷹経』は、上巻の奥書に「右鷹書依上意所令書写進上之如斯／明應五年閏二月日／前信濃守神貞通奉」（三十五丁裏）、下巻の奥書に「右鷹書依上意所令書写進上之如斯／明應五年閏二月日／前信濃守神貞通奉」（五十三丁裏）「宝曆十一年辛巳以宇土之書寫之」（五十四丁表）

と記載されている。ここに名前が見える「前信濃守神貞通」とは、『諏訪大明神画詞』を制作した諏訪円忠の五代末裔に当たり、室町幕府奉行人を務めた京都諏訪氏の人物である。『和傳鷹経』はこのような京都諏訪氏所縁の鷹書としての特性を持つテキストである。右の記述によると、「墅守鏡事」とする項目の第一条に雄略天皇の狩りにまつわる例の野守鏡の由来譚が記されるが、第二条にはそれは別の逸話が叙述されている。すなわち、唐にある「箸鷹墅」という野を守っていた鬼が、通行人をとって喰らうため、国王が兵を以て四方から火を放って攻めるべく命を下したところ、鬼は改心して長く人民を守ると誓いを立てて、真澄の鏡を一面奉ったという。この鏡は御守で、悪心などの人の心を映すものであると伝える。さらに続けて、秦の始皇帝の鏡にも言及する。こういった『和傳鷹経』に見える雄略天皇の御狩りにまつわる野守の鏡由来譚と併せて、鬼の献上した鏡を野守の鏡とする逸話と始皇帝に言及する文言は、たとえば『袖中抄』第十八をはじめとする先行の歌学書においても類似した叙述が散見する。『和傳鷹経』の野守の鏡説話は、こういった歌学書に倣って鷹和歌に詠まれる鷹詞の解説を試みようとしたものであろう。少なくとも、当該説話を流派独自の秘伝としては扱っていない。また、『鷹術口訣』が「當流秘傳」として主張する野守の鏡関連の言説と重なる叙述も見られないことから、両書の間には伝承上の接点はないことが推察されよう。

さて、野守の鏡説話は先行の歌学書において多数類話を確認できるのは先に繰り返し述べた通りである。鷹書において鷹和歌と関連して引用される事例があるのはそういった歌学書類の影響が大きい所以であろう。たとえば『龍山公鷹百首』⁸⁾に見える以下のような記事はその代表的なものと言えよう。

岡のべの水にうつろふ手放しの鷹や野守の鏡なるらむ

吉田流の鷹術伝承

水にうつろふは。鷹のかげのうつる體也。野守の子細不及注之。但他流の説多しといへども。當流には不用之。當流之説には野中なる水をいふ也。昔雄略天皇鷹狩し給けるに御鷹うせけるを。野守をめて尋てまいらせよと勅詔ありければ。御鷹は彼木のうへにありけると申ければ。いかでとて是を觀覽と。奥義抄にも委しるせり。鷹のうせる時。しぎをふせると云事あり。ふせ様おほしといへ共。野守ふせと云事ありとなん。野守しき共云歟。

同書は、戦国時代の公家である近衛前久著が著した鷹和歌の注釈書である。その奥書によると、豊臣秀吉と徳川家康の懇望によって前久が執筆した下書きを里村紹巴が拝領し、天正十七年（一五八九）六月十七日に書写したものである。右掲の記事によると、「岡のべの水にうつろふ手放しの鷹や野守の鏡なるらむ」という鷹和歌の注釈として、野守の鏡に関する言説が引用されている。すなわち、野守の鏡については他流の説が多くあるものの当流ではそれを用いず、「野中なる水」を称するということ。その理由として、例の雄略天皇の御狩りにまつわる野守の鏡の由来譚を挙げ、それは『奥義抄』にも詳しく記されていると説明する。さらに続けて「鷹のうせる時」の鷹詞に関する解説を付す。ここに見える野守の鏡の由来譚は、他の類話と比較して話型やモチーフなどにおいて特に目立った異同は見られない。が、その中で本稿が注目するのは、野守の鏡について「他流の説」と「當流之説」があることを主張している点である。この場合の他流・當流が何を指すのかは不明であるが、野守の鏡に関する言説について、それを流派の位相を示す伝承とする認識は、先行の歌学書や『鷹術口訣』以外の鷹書類には見られないものである。右掲の『龍山公鷹百首』に見える野守の鏡説話は、鷹書において和歌説話から流派伝承に変容した比較的早い事例とみなせよう。ただし、前掲の『和傳鷹経』同様、『龍山公鷹百首』においても『鷹術口訣』が「當流秘傳」として主張

する野守の鏡の解説と重なる文言は見られないことから、両書の鷹術伝承における直接的な影響関係やつながりは存在しないことが判断されよう。

次に、仙台市博物館鷹匠佐藤家文書 NO・48 『廣田流鷹据形並槿形方規之卷』には以下のような叙述が見える。

一尺ト云字ノ事。野守ノ鏡三十六ヶ條ト云。其意味ニ云。又アラハニ成ルユヘ隠シテ尺ノ字ヲ入テ尺ノ字ニ意味持セタル物也。皆爰ニ書顯ス通也。口傳ト云。子ハ無、殘書顯タル所知ル故、口傳トシタル物也。又書。子ハ前ニ云如ク。後世ノ人ノ見スルニ成ヌユエニ、皆書置也。菟角野ニ馴サヘスレハ、鷹ノ事ハ鷹カ拵、鳥ノ事ハ鳥カ教ルト云事也。故ニ野ニ第一守カ吉。是野守鏡ト云々。

右三箇之口訣當流之奧秘也。無誓約不可有他見他言者也。

廣田伊賀守宗綱

増田中務太輔 長時

山本藤右衛門

佐藤庄右衛門

石川七左衛門 定次

石川徳治 定光（花押）

弘化三^丙_午

佐藤周助殿

右掲の文書は、『鷹術口訣』と同じく仙台市博物館鷹匠佐藤家文書に含まれる鷹書である。その内容は書名の通り、廣田流の鷹を腕に据える方法や鷹を獲物に合わせる形についての作法の記事を中心に掲載している。同書は本来卷子だったものが、糊の部分が剥離して、合計六枚の断簡状になっている上、その一部が欠落しているらしく、継ぎ目の叙述に齟齬が見られる箇所もある。右掲の記事は文書の末尾に相当する部分で、奥書には廣田流の流祖である「廣田伊賀守宗綱」から始まって「増田中

務太輔 長時」「山本藤右衛門」「佐藤庄右衛門」「石川七左衛門 定次」という伝系が記載されている。その最後には、『鷹術口訣』と同じように、弘化三年に「石川徳治 定光」から「佐藤周助」に伝授された由を掲載している。この奥書に見える人物たちは、すでに紹介したように、山本藤右衛門を除いて皆、廣田流と所縁のある仙台藩士である。山本藤右衛門については、石川定次が大宮流を学んだ鷹師であるという関係から記載されたものであろうか。

ところで、右に挙げた当該文書の記事は、「尺」という字について説明されたものである。その記述の中で、野守の鏡三十六ヶ條に尺の字を入れて意味を持たせることについて言及している。このような野守の鏡についての解釈は、前掲の『鷹術口訣』に見える「野守ノ鏡三十六ヶ條ト云ヘキヲ三十六尺ト云ヘル」という文言と符合するものである。『鷹術口訣』に見える野守の鏡に関する言説は、すでに確認したように、その他の文献に見える類話と比較すると特殊な内容である。類似する用例としては、右掲の『廣田流鷹据形並槿形方規之卷』に見える記事のみが管見において唯一確認できるものである。ちなみに、仙台藩以外に伝来したその他の吉田流の鷹書にも類似する叙述は確認できない。そのみならず、『鷹秤之傳』『四十八之傳』の項目についても、仙台藩以外に伝来した吉田流の鷹書には類似する記事が存在しない。佐藤家では、独自の言説を吉田流の口訣として伝来していると言えよう。

このように佐藤家文書に含まれる文献において、吉田流の鷹書と廣田流の鷹書の鷹術伝承が脈絡を通じているのは、たとえば石川徳治・定光から佐藤周助に宛てて発行された仙台市博物館鷹匠佐藤家文書 NO・50 『広田流鷹術許状』（縦20・0^{センチ}×横50・0^{センチ}）が示すような鷹術流派の伝授の実態が影響したものであろう。以下に同文書の全文を掲出する。

許状

廣田流鷹術之傳^並吉田流大宮流鷹術之極意、別紙卷物之通、不殘令相傳畢。猶向後、此道之工夫無怠專要也。若有懇堅之人者使其人誓約而可以傳教者也。仍許狀如件。

石川徳治

定光（花押）

弘化三丙午年 六月吉良

佐藤周助殿

右によると、石川徳治・定光から佐藤周助に「廣田流鷹術之傳^並吉田流大宮流鷹術之極意」を別紙卷物の通り相伝されたという。この石川徳治・定光から佐藤周助に伝来するという系譜は、前掲の『鷹術口訣』『廣田流鷹据形並體形方規之卷』のそれと同じである。ところで、佐藤家文書に含まれるもの以外の廣田流および大宮流の鷹書群には、それぞれの流派内におけるテキスト同士に限定した叙述で脈絡が通じる言説が見える。そして、それらは佐藤家文書の廣田流・吉田流の鷹書に見える伝承とは異なる内容となつている。そもそも廣田流・吉田流・大宮流を一括して伝授するという事例は仙台藩以外では確認できない。このような鷹術流派の伝授は同藩独自の慣習である。このような慣習が広まった所以としては、仙台藩の鷹匠たちにとって、これらの流派が同等レベルに人気の高い鷹術だったことが考えられる。すなわち、仙台藩の藩祖である政宗所縁の廣田流と徳川将軍家所縁の大宮流・吉田流は、いずれも格式の高い鷹術として、同藩の鷹匠たちの需要が高かつたものであるろう。このような人気流派に対応して、石川家および佐藤家では、これらをまとめて伝授するようになったと想定される。その結果、これら三つの流派が一括して伝授されてゆく過程において、各流派の枠を超えてテキスト間の言説が交錯し、お互い脈絡を通じる伝承に変容していったのであろう。

以上のことから、佐藤家伝来の吉田流の鷹書に見える鷹術伝承の言説

は、異なる流派の鷹書同士で脈絡が通じていることが判明した。では、同じく仙台藩に仕えた他の鷹匠所縁の吉田流の鷹書との関連性はどのようなものであろうか。このことについて、宮城県図書館所蔵『吉田流聞書鷹之記』『諸鷹馴付之部卷之一』冒頭に見える以下のような叙述が参考になる。

夫、鷹鵠は天地の間の奇物、能聚鳥を征す故に、天公大人之を愛せずといふ事なし。仰、吾朝放鷹の初ハ仁徳帝四十三年九月、^{ヨサノミヤケノアニコ}依網屯倉阿弭古、異^キ鳥を奉る。乃百濟の王子、酒の君、初て彼鳥を和泉の国百舌鳥墅の御狩に据出て多くの雉を捉たり「今世に押出て鷹の鳥と称するハ雉なり。是、最初の例なり」。是を鷹狩の始とせり。奈^{シカガ}／＼より、往々鷹鵠事盛なり。代々の朝帝、此儀を好み給ひ、御狩あまた度なり。古しへは、異朝よりも鷹書教卷を渡し、吾朝の舊記にも鷹成録、日来記、三考傳、四方傳等、其外家／＼の傳書多くして、鷹人の古例とせしといへとも、近世、彼舊書、世にすくなにして、一読を得ることなし。たま／＼新修鷹経、鷹鵠方のみ本邦に兼用^ルといへとも、和法にあハさる事ありと舊記にみへたり。鷹家傳來の口決四十八鷹の傳、野守のかゝみ、鷹秤の大事、是等を三箇の秘決とす。しかれとも、此事、近世傳へ知るものなし。しかるに當流鷹術の傳ハ、中古、吉田の何某といふ人、放鷹を好^シて、常に鷹を臂にして、唐崎大納言政頼のなかれを汲み、鷹鵠のはらわたをさくりて、此道の丈夫鍛鍊をなし、つゝに名譽をあらハす。故に、其傳來の云をあつ^めへ、今、吉田流と号して、家嗣^{カシ}に傳ふ申る事、しかなり。

本書は全三十巻の「江戸中期末、吉田流鷹術の継承者の手になるもの」とされる鷹書で、第十一冊の奥書きには「田代彦太夫」と見え、さらに第十六冊の冒頭にも「田代信雄」の名前が記されている。²⁰ 先述のように、

「田代彦太夫信雄」は、高橋喜兵衛に吉田流鷹術を学んだ仙台藩士で、伊達宗村時代の人物である。つまり、右掲のテキストは、佐藤家文書に含まれる『鷹術口訣』や『廣田流鷹術形並體形方規之卷』と同じく仙台藩内で伝来した吉田流の鷹書と判断される。ただし、同書において佐藤家・石川家と関わった痕跡は確認できないことから、それぞれ伝来が異なるものである。

さて、右の記事ではまず冒頭に「天公大人」が鷹を好む由を述べ、さらには本朝における放鷹の由来について、『日本書紀』仁徳天皇四十三年（三五五）九月一日条の要約のような内容を叙述する。すなわち、仁徳帝の時代に依網屯倉阿弭古が異鳥を奉ると、百済の王子である酒君が、和泉国の百舌鳥野で初めての鷹狩りを行って多くの雉を捉えたというものである。この叙述に続けて、それ以降、本朝では鷹狩りがますます隆盛し、代々の天皇に好まれたとする。また、古くは異国より鷹書が数巻伝来し、本朝の旧記にも「鷹成録、日来記、三考傳、四方傳等、其外の傳書」が多数あったという。それを鷹匠たちの古例としていたが、近世においては、これらの旧記が少なくなったので一読することが叶わなくなつたという。たまたま「新修鷹経、鷹鶴方」のみ本邦にあるが、和法には合わないと言われる。さらに、鷹の家伝来の口訣である「四十八鷹の傳、野守のかゝみ、鷹秤の大事」を「三箇の秘訣」とするが、それらを近世において伝え知るものはいないという。しかし、「當流鷹術の傳」については、中古に「吉田の何某といふ人」が放鷹を好んで常に鷹を据え、唐崎大納言政頼の流れを汲む鷹術を鍛錬し名譽を得たという。そのため、その流派伝来の伝えを集め、今それを吉田流と号して代々伝えるものであると記述している。

右掲の記事は、本朝における鷹狩りや鷹書の歴史と吉田流の鷹術およびその伝書の由来を説明しながら、当該書が「吉田流の鷹書」を標榜す

るテキストであることを主張している。その叙述の中で、「四十八鷹の傳、野守のかゝみ、鷹秤の大事」の三つの秘訣は近世に伝え知るものがないとする。実際、『吉田流聞書鷹之記』全三十冊の本文中において、「四十八鷹の傳、野守のかゝみ、鷹秤の大事」に関する文言は確認できない。しかしながら、これらは、先に挙げた佐藤家文書の『鷹術口訣』で廣田流および吉田流の言説として挙げられている。このことから、『吉田流聞書鷹之記』に見える吉田流の鷹術伝承の認識と『鷹術口訣』のそれとは齟齬していることが指摘できよう。なお、両書の叙述におけるそのほかの部分においても一致する叙述は確認できない。

以上のように、佐藤家に伝来した吉田流の鷹書は、同じく当家に伝来した異なる流派の鷹書と連動する鷹術伝承を有する一方で、伝来経緯が異なる仙台藩で流布した吉田流の鷹書との間では乖離する内容を持つことが判明した。このようなテキスト間における鷹術伝承の流動性は、仙台藩における吉田流の鷹術が複雑に展開する要因となつていたことが推察されよう。

おわりに

以上において、中近世期における武家の放鷹文化隆盛の支柱であつた「將軍所縁の鷹術流派」のひとつである徳川吉宗所縁の吉田流の鷹術に注目し、幕府の影響から吉田流の鷹術を積極的に取り入れた仙台藩伝来の同流派の鷹書を取り上げ、その叙述内容を検討した。具体的には、仙台藩の鷹匠（時頭・御鷹頭）を代々勤めた佐藤家伝来の吉田流の鷹書における鷹術伝承について、他の文献に見える類話の比較を通して、相対的な特徴を明らかにしたものである。その結果、当該テキストに見える吉田流の鷹術伝承は、よく知られた和歌説話を引用しながらも、それとは異

なる極めて特殊な内容を流派の秘伝としていること、さらにはそのような秘伝と類似する用例が確認できるのは同じ佐藤家伝来の他の流派すなわち廣田流の鷹書のみであることが判明した。しかも、そのような吉田流と廣田流の鷹書は、佐藤家においては一括して伝授される慣例となっているものである。このような鷹書流派の伝授の実情は、他に類を見ない。なお、同じ仙台藩において佐藤家以外に伝来した吉田流の鷹書と家のテキストもまた、その内容は一致しない。

一方、仙台藩以外で流布した吉田流の鷹書には、公儀鷹匠に伝来したテキストと一致する内容のものもある。こういった混沌とした吉田流の鷹書伝播によって展開する文化事象の実相については別稿に期したい。

注

- ① 宮内省式部職編『放鷹』第一篇「放鷹」十六 鷹の流派その一」「十七 同その二」十八 蒙求臂鷹往来所載の鷹書」「十九 禰津流の傳書」「二十 諏訪流の鷹書」二十一 鷹の流派 その三」（吉川弘文館、一九三二年一月、二〇一〇年六月新装復刻）。
- ② 二本松泰子『鷹書と鷹書流派の系譜』（三弥井書店、二〇一八年二月）など。
- ③ 『放鷹』第一篇「放鷹」三十 將軍家鷹匠と鷹部屋」、三保忠夫『鷹書の研究—宮内庁書陵部蔵本を中心に（上冊）』第二部第三章第三節「吉田多右衛門尉家元、吉田次郎三郎」（和泉書院、二〇一六年二月）など。
- ④ 堀田幸義「仙台藩の鷹匠に関する基礎的研究」（鷹・鷹場・環境研究）VOL.2、二〇一八年三月）。
- ⑤ 注④堀田論文。
- ⑥ 仙台市博物館「鷹匠佐藤家写真帳目録」、三保忠夫『鷹書の研究—宮内庁書陵部蔵本を中心に（上冊）』第二部第三章第三節「吉田多右衛門尉家元、吉田次郎三郎」。
- ⑦ 注②に同じ。
- ⑧ 注④堀田論文。

⑨ 『伊達世臣家譜』卷之十四（『仙台叢書第六卷』所収、鈴木省三編、一九二四年九月、仙台叢書刊行会、一九七一年十二月に宝文堂出版販売株式会社より新装復刻）。

⑩ 二本松泰子『鷹書と鷹書流派の系譜』序章「中近世の放鷹文化—鷹書と鷹書流派—」、二本松泰子「新出資料・廣田宗綱の鷹書について—「四仏」の言説を端緒として—」（『伝承文学研究』第六十七号、二〇一八年八月）。

⑪ 注⑩に同じ。

⑫ 『伊達世臣家譜』卷之十一。

⑬ 三保忠夫『鷹書の研究—宮内庁書陵部蔵本を中心に（上冊）』第二部第三章第三節「吉田多右衛門尉家元、吉田次郎三郎」においても指摘されている。

⑭ 三保忠夫『鷹書の研究—宮内庁書陵部蔵本を中心に（上冊）』第二部第三章第八節「伊藤清六忠厚」。

⑮ 三保忠夫『鷹書の研究—宮内庁書陵部蔵本を中心に（上冊）』第二部第三章第十二節「水上三太夫昌勝、水上楠右衛門昌善、水上鐵藏昌言」。

⑯ 『統群書類従第十七輯下』所収。

⑰ 二本松泰子『鷹書と鷹書流派の系譜』第一編第一章「信仰由来の流派の成立—京都諏訪氏の鷹書—」。

⑱ 『統群書類従第十九輯中』所収。

⑲ 二本松泰子『鷹書と鷹書流派の系譜』序章「中近世の放鷹文化—鷹書と鷹書流派—」、第四編第一章「礼法家による鷹書流派の創作」。

⑳ 三保忠夫『鷹書の研究—宮内庁書陵部蔵本を中心に（上冊）』第二部第三章第三節「吉田多右衛門尉家元、吉田次郎三郎」。

㉑ 二本松泰子「吉田流の鷹書と鷹書伝承—紀州藩の事例を手掛かりにして—」（『グローバルマネジメント』第三号、二〇二〇年九月刊行予定）。

【付記】

本研究は、JSPS 科研費 JP19K00325 の助成を受けたものである。

（長野県立大学准教授）